

## ○琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付要綱

平成28年3月29日  
訓令第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町高校生バス通学補助事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、高等学校等に琴浦町営バス(以下「町営バス」という。)を利用して通学する生徒(以下「生徒」という。)の負担軽減及び町営バスの利用促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、高等学校等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、特別支援学校(高等部に限る。)及び高等専門学校をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する生徒又は当該生徒を保護する義務のある者とする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 高等学校等に在籍する者
- (2) 別表に定める地域に住所を有する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる町営バスの通学を目的とする利用区間にかかる定期券の額に10分の8を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月ごとの定期券の額
- (2) 6箇月に満たない場合は、最も経済的かつ合理的と認められる方法により算出した定期券の額(着手届を要しない場合)

第6条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式)に定期券購入時の領収書の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 補助事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(完了届を要しない場合)

第8条 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項の規定による報告は、第7条第1項に規定する申請書に添付する書類をもって報告とみなすものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日訓令第25号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日訓令第8号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

校区	地域
東伯中学校区	古布庄地区、野田、大杉、福永、倉坂(一ツ屋を除く。)、上光好、森藤、山田
赤碕中学校区	以西地区、上中村

別記様式(第7条関係)

別記様式(第7条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

住所

氏名 印

(電話 ー )

琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付申請書兼請求書

琴浦町高校生バス通学補助事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。また、交付決定後は、琴浦町高校生バス通学補助事業補助金の支払いについて下記のとおり請求します。

記

生徒氏名			
住所			
在籍学校名	学校		
学年	第 学年		
乗車区間及び 定期券の種類	乗車停留所( )~降車停留所( ) 定期券の使用開始日 年 月 日 定期券の種類 (往復・片道) (6・3・1 箇月分)		
定期券購入金額	円 (A)		
補助金の額	円 (A×0.8)		
補助金請求額	円		
補助金の支払先 (補助金の振込先)	口座名義	フリガナ 氏 名	
	金融機関名	銀行・金庫 農協・郵貯	支店・支所 出張所
	口座種別	1.普通 2.当座 4.貯蓄預金 9.その他	
	口座番号		

※ 添付書類(1) 購入した通学定期券の領収書の写し